

平成30年度 貸切バス事業者（安全性評価
認定事業者に限る）向け国庫補助のご案内

平成30年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業）を活用してバス車両等を導入したい方について、下記のとおり補助要望調査を実施します。

記

1. 関連する規程

「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱」

「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業実施要領」

※以下のホームページから閲覧できます。

http://www.mlit.go.jp/kankocho/page08_000077.html

2. 補助対象事業者

一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者安全性評価認定制度による認定を受けた者に限る。）

上記の者に車両を貸与する者（リース業者）

3. 補助対象設備

ノンステップバス及びリフト付バスの導入・改造

4. 要望の方法

補助を受けるためには、本要望が必須要件となります。

補助を要望する場合は、下記「6. 補助要望の締め切り」の期日までに、「8. 問い合わせ先」の担当者までご連絡ください。

5. 留意事項

(1) 平成30年度中（平成31年3月31日まで）に自動車登録（納品）できるものに限ります。

(2) 予算上の制約等

平成30年度予算額の枠もあり、要望がそのまま認められない場合もあります。

予算枠を超える要望があった場合は、国土交通本省から執行（査定）のための追加調査を実施する可能性があります。

(3) 事業着手について

本補助金は交付決定後に事業着手（契約・発注）する車両が補助対象となり、交付決定前に事業着手した場合は補助対象とならないことに留意願います。

なお、割賦による購入など、車両登録時の所有者名義人が補助事業者と異なる場合は、補助対象となりませんのでご留意願います。

(4) 取得財産等の処分の制限について

補助を受けた車両は、原則一定期間処分（売却・譲渡・廃車など）することはできないことに留意願います。

（バス車両の処分制限期間は取得後5年）

6. 補助要望の締め切り

平成30年4月25日（水）まで

7. 今後の予定スケジュール

（※あくまで目安であり、予定どおりとならない可能性があります。）

～4月下旬 事業者への要望調査

～5月下旬 補助事業の内定し、事業者通知

～6月下旬 2次交通WG開催後、交付申請受付

～7月中旬 交付決定

8. 問い合わせ先

北海道運輸局 自動車交通部 旅客第一課 助成係

担当：徳田

電話：011-290-2741